

平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 443 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準抽出方法を定める件）の一部改正について

令和元年 5 月
農 林 水 産 省

I 趣旨

登録検査機関の事務負担の軽減を図るため、国内産農産物の品位等検査及び成分検査に係る標準抽出方法について見直しを行う。

II 改正の内容

包装された国内産農産物のうち、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設において、調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたものに限り、包装前と包装後での重複した農産物検査の試料の抽出を省略することを可能とし、包装後の検査荷口の大きさにかかわらず、包装されていない段階で現行の抽出方法に従って抽出された試料を検査試料とすることを可能とする。

III 施行期日

公布の日とする。